

令和7年1月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鏡野町長 山崎 親男

市町村名 (市町村コード)	鏡野町 33601
地域名 (地域内農業集落名)	香南地区 (寺和田、藤屋、新町、香々美、市場、公保田、沢田、沖)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、80才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。中心経営体が担うほか、入作を希望する中心経営体や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体である認定農業者法人や認定農業者が担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	259 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	259 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえて、段階的に集約化する。その際農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構の整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んで行く。また、労働力については外国人労働者、兼業農家で農業をリタイヤした方等に声をかけ、労働力の確保に向けて取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者不明農地の管理をJAへ委託し進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害防止のため猟友会への依頼や町独自の有害鳥獣防護柵設置事業を活用し防止対策を行う。

③スマート農業機械を積極的に導入し、作業の効率化を図っていく。

⑦